**就業規則（参考）**

※　この資料は、横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱等に記載した項目に準じて作成しました。各項目に関する具体的な内容は、各運営委員会判断に委ねますので、この規約にとらわれることなく、規則を作成する際の参考としてお取り扱いください。

なお、各運営委員会が独自で定める規則の記載方法等については、最新の労働基準法等の関係法令を確認する必要がありますので、所轄区の厚生労働省神奈川労働局労働基準監督署へお問い合わせください。また、厚生労働省が就業規則のモデルを下記のＵＲＬにてお示ししていますで、あわせてご確認ください。

【参考】厚生労働省モデル就業規則

（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html>）

［総則］

１　目的

この就業規則（以下、「規則」という）は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条に基づき、　　　　　　　　クラブ運営委員会の職員の就業に関する事項を定めるものである。

この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法等その他法令の定めによる。

２　適用範囲

　　この規則は、　　　　　　　　クラブの職員に適用する。

３　規則の遵守

　　運営委員会は、この規則に定める労働条件により、職員に就業させる義務を負う。

　　また、職員はこの規則を遵守しなければならない。

［人事］

４　採用

　　職員等の採用は、運営委員会の選考をもって決定する。

５　書類の提出

　　職員として就業を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書
2. 健康診断書

６　労働条件

　　運営委員会は、職員を採用する際に、採用時の賃金、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した雇用通知書及びこの規則を交付して、職員に労働条件を明示するものとする。

７　職制

　　運営委員会は、職員の職制区分を次のとおり定め、各号の意義を、当該の各号に定める。

(１)　事業所長　　　　　クラブ全体の育成支援を統括する職責を担う者。

(２)　放課後児童支援員　市の条例に規定する要件を満たした者。

(３)　補助員　　　　　　放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者。

［勤務］

８　勤務時間及び休憩時間

　　勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

（１）月曜日～土曜日：　　時　　分から　　時　　分まで

休憩時間は、勤務時間内に　　分、職員相互の調整により交替で取得するものとす　る。

（２）１歳未満の子を養育する者が申し出た場合には、次に掲げる措置のいずれか１つを受けることができる。

　　ア　所定労働時間の短縮

　　　　ただし、１日につき１時間を限度とし、短縮した時間分は無給とする。

　　イ　時間外労働又は休日労働の免除

（３）要介護状態にある対象家族を介護する者が申し出た場合には、３か月の範囲内を原則として、所定労働時間短縮の適用を受けることができる。ただし、１日につき　時間を限度とし、短縮した時間分は無給とする。

* ここでは、１日の所定労働時間を短縮する制度を例示として示していますが、この他にも、週又は月の所定労働時間を短縮する制度や労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度などがあります。詳しくは所轄区の厚生労働省神奈川労働局労働基準監督署へお問い合わせください。

９　休日

　　休日は次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日
3. １月２日、１月３日及び12月29日から12月31日まで
4. その他運営委員会が特に認めた日

10　時間外労働及び休日労働

　　業務の都合上、時間外労働・休日労働をさせることがある。

　　ただし、休日労働については、運営委員会が必要と認める場合は、あらかじめ９で示した休日を他の日と振り替えることがある。

11　休暇

1. 年次有給休暇

６か月間継続勤務し、８割以上出勤した常勤職員には年間　　日の有給休暇を与える。

また、１年６か月以上継続勤務した者には、１年を超えるごとに１日を加算した有給休暇を与える。休暇の残りは翌年度に繰り越すことができる。ただし、　　日を限度とする。

1. 生理休暇

女子で生理日の就業が著しく困難な者から請求があった時は、休暇を与える。ただし、無給とする。

1. 慶弔休暇

次の事由で休暇を申請した場合は次の期間の休暇を与える。ただし、無給とする。

　　ア　本人が結婚したとき 　　日

　　イ　妻が出産したとき 　　日

　　ウ　父母、配偶者又は子女が死亡したとき 　　日

　　エ　兄弟姉妹、祖父母又は配偶者の父母が死亡したとき 　　日

12　休暇・欠勤の連絡

　　職員は、特別の事情のない限り欠勤しないものとする。有給休暇・欠勤については、原則として３日前までに運営委員会に連絡するものとし、出勤簿にその旨記載するものとする。

［賃金］

13　賃金の構成

　　賃金の構成は次のとおりとする。

基本給

通勤手当

時間外労働割増賃金

賃金

手当

休日労働割増賃金

割増賃金

キャリアアップ手当

14　基本給

　（１）常勤職員に対しては月額　　　　　円を、当クラブにおける最低基準とし、その他に本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して、各人別に決定する。

　（２）非常勤職員に対しては、最低賃金法に基づく時給を当クラブにおける最低基準とし、その他に本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して、各人別に決定する。

15　通勤手当

　　通勤に要する経費を支給する。

　　ただし、１か月の交通費は市営バスの１か月定期券代を限度とする。

16　キャリアアップ手当

　　７で定める職員に対し、各職員が該当する区分に応じて、キャリアアップ手当を支給する。

（１）この規則において、次の各号に掲げる用語の意義を、当該の各号に定め、キャリアアップ手当の支給に際し適用するものとする。

ア　支援員Ⅰ　放課後児童支援員で、イ及びウに該当しない者。

イ　支援員Ⅱ　経験年数が５年以上の放課後児童支援員で、横浜市が指定した研修を受講した者。

ウ　支援員Ⅲ　経験年数が10年以上の放課後児童支援員で、横浜市が指定した研修を受講した事業所長を務める者。

エ　補助員Ⅰ　補助員で、オに該当しない者。

オ　補助員Ⅱ　経験年数が５年以上の補助員で、横浜市が指定した研修を受講した者。

（２）各区分ごとのキャリアアップ手当の支給額は以下のとおりとし、各区分の定義については、（１）で定めるものとする。

ア　支援員Ⅰ　支給額：　　　　　円／月

イ　支援員Ⅱ　支給額：　　　　　円／月

ウ　支援員Ⅲ　支給額：　　　　　円／月

エ　補助員Ⅰ　支給額：　　　　　円／月

オ　補助員Ⅱ　支給額：　　　　　円／月

（３）当クラブでの経験年数のほか、以下のアからキに示す事業所に過去に勤務していた場合は、経験年数として算定する。

ア　子ども・子育て支援法第７条第４項に定める教育・保育施設及び同条第５項に定める地域型保育事業を行う事業所における経験年数

イ　学校教育法第１条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校における経験年数

ウ　社会福祉法第２条に定める社会福祉事業を行う施設・事業所における経験年数

エ　児童福祉法第12条の４に定める施設における経験年数

オ　認可外保育施設（児童福祉法第59条第１項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施策による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付された施設及び幼稚園に併設された施設）における勤続年数及び教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設として運営していた期間の経験年数

カ　医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所における経験年数（保健師、看護師又は准看護師に限る。）

キ　放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う施設・事業所における経験年数

（４）経験年数の期間は、当該年度の４月１日現在で算定し、一年に満たない端数が生じたときは切り捨てて算定する。ただし、一月に満たない端数が生じた場合は、切り上げて算定する。

　　 また、当クラブや他の事業所で勤務していた期間において、無給の休暇及び休職の期間がある場合、当該の期間は経験年数に算定しない。ただし、産前産後休暇及び育児休業の期間については経験年数として算定するものとする。

17　割増賃金

　　①所定の労働時間を超え、または②所定の休日に労働させた場合は、次の計算で割増賃金を支給する。算定の期間は、各月　　日から　　日までとし、翌月の賃金の支払日において支払う。

（１）①の場合

（基本給＋キャリアアップ手当）／１か月の平均所定労働時間×時間外労働時間（125/100）

（２）②の場合

（基本給＋キャリアアップ手当）／１か月の平均所定労働時間×時間外労働時間（135/100）

　※　労働基準法第37条第１項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令

18　賃金の支払日

賃金は当月分をその月の　　日に支払う。ただし、割増賃金は17で定めるもので支払う。

　　なお、支給日が休日にあたる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

19　賃金の支払方法

（１）賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

　　　ただし、職員が同意した場合は、労働者本人の指定する金融機関の預貯金口座への振込により賃金を支払う。

（２）以下のアからウに示すものは、賃金から控除する。

　　ア　源泉所得税

　　イ　住民税

　　ウ　健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

［退職及び解雇］

20　退職及び解雇

退職を希望する職員は、その旨を１か月前までに運営委員会へ連絡するものとする。

また、次のものについて運営委員会は解雇することができる。

1. 条例、実施要綱及び補助金要綱等に定める職員としての適正に欠くと判断された者
2. 遅刻・欠勤等が多いなど、勤務成績が不良の者
3. その他事業の運営にあたってふさわしくないと判断された者

［定期健康診断］

21　定期健康診断

　　職員は法の定めるところにより、運営委員会が指示する健康診断を受けなければならない。

［研修］

22　研修

　　職員は、資質向上のための研鑚に努めるとともに、運営委員会が必要と認める研修を受けなければならない。

附則

　この規則は、令和　　年　　月　　日より施行する。